



鳥取県公報

平成14年4月1日(月)
号外第72号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則 (62)(健康対策課).....	1
訓 令	現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令(6)(職員課)..... 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令(7) ().....	2 3

——— 公布された規則のあらまし ———

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

- 1 市町村その他の団体が実施する健康診断に係る結核予防法による精密検査について、減額して徴収する使用料の額を1人1件につき292円(現行 357円)とすることとした。(別表関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年4月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第62号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則(昭和44年鳥取県規則第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
区	分	金 額	区	分	金 額
1 結核予防法(昭和26年法律第96号)による	略		1 結核予防法(昭和26年法律第96号)による	略	
	精密検査	1人1件につき 292円 ただし、エック		精密検査	1人1件につき 357円 ただし、エック

様式第5号

(表面)

被 服 管 理 簿							
略							
休職、専従休暇年月日		年 月 日		同 左 就 業 年 月 日		年 月 日	
品 目	大 小 寸 (号数)	員 数	交付年 月日	交付使用 満了予定 年月日	返戻年 月日	物品保管 換済年月 日	物品保管換 引継書照合 済印

(裏面)

品 目	大 小 寸 (号数)	員 数	交付年 月日	交付使用 満了予定 年月日	返戻年 月日	物品保管 換済年月 日	物品保管換 引継書照合 済印

様式第5号

被 服 管 理 簿								
略								
休職、専従休暇年月日		年 月 日		同 左 就 業 年 月 日		年 月 日		
品 目	大 小 寸 (号数)	員 数	交付年 月日	交付使用 満了予定 年月日	返戻年 月日	物品整理 簿登記済 年月日	物品保管 換済年月 日	物品保管換 引継書照合 済印

第3号の裏

品 目	大 小 寸 (号数)	員 数	交付年 月日	交付使用 満了予定 年月日	返戻年 月日	物品整理 簿登記済 年月日	物品保管 換済年月 日	物品保管換 引継書照合 済印

附 則

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

鳥取県訓令第7号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年4月1日

鳥取県知事 片 山 善 博

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「移動別表細目」という。）を当該移動別表細目に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目とする。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当

該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正表」という。)に対応する次の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分(以下「改正後表」という。)が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

改 正 後					改 正 前						
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)						
被服の交付を受ける職員	品 目	員数	使用 期間 (月)	形 状	被服の交付を受ける職員	品 目	員数	使用 期間 (月)	形 状		
消防課	1 保安係の職員のうち高圧ガス及び火薬類の取締りの業務に従事する職員	作業服(上衣)	1	36	図1のうち上衣のとおり	消防課	保安係の職員のうち高圧ガス及び火薬類の取締りの業務に従事する職員	作業服(上衣)	1	36	図1のうち上衣のとおり
		作業服(ズボン)	1	36	図1のうちズボンのとおり			作業服(ズボン)	1	36	図1のうちズボンのとおり
	2 消防防災情報室の職員のうち無線業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	60	図1のうち上衣のとおり						
		作業服(夏上衣)	2	60	図2のとおり						
		作業服(ズボン)	2	60	図1のうちズボンのとおり						
		布製短靴	1	24							
管財課	1 略				管財課	1 略					
	2 機械係及び電気係の職員のうち電気及び電話の業務に従事する職員	略				2 機械係及び電気係の職員のうち電気、電話及び無線の業務に従事する職員	略				
行政 監察 室	工事検査室の職員のうち工事検査の業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	60	図1のうち上衣のとおり	行政 監察 室	工事検査室の職員のうち工事検査の業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	60	図1のうち上衣のとおり
		作業服(夏上衣)	2	60	図2のとおり			作業服(夏上衣)	2	60	図2のとおり
		作業服(ズボン)	2	60	図1のうちズボンのとおり			作業服(ズボン)	2	60	図1のうちズボンのとおり
企画 振興 課	過疎・中山間地域振興室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	1	36	図1のうち上衣のとおり	企画 振興 課	過疎・中山間地域振興室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	1	36	図1のうち上衣のとおり
		作業服(夏上衣)	1	36	図2のとおり			作業服(夏上衣)	1	36	図2のとおり
		作業服(ズボン)	1	36	図1のうちズボンのとおり			作業服(ズボン)	1	36	図1のうちズボンのとおり
		ゴム製半長靴	1	36				ゴム製半長靴	1	36	
略				略							
環境 政策 課	1~3 略				環境 政策 課	1~3 略					
	4 自然環境保全担当の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略				4 環境保全係の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	略				
略				略							
経済 交流 課	略				経済 通商 課	略					
農政 課	略				経営 指導 課	略					
経営 支援 課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	1	36	図1のうち上衣のとおり	経営 支援 課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	1	36	図1のうち上衣のとおり
		作業服(夏上衣)	1	36	図2のとおり			作業服(夏上衣)	1	36	図2のとおり
		作業服(ズボン)	1	36	図1のうちズボンのとおり			作業服(ズボン)	1	36	図1のうちズボンのとおり
		ゴム製半長靴	1	36				ゴム製半長靴	1	36	
耕地 課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	1	36	図1のうち上衣のとおり	耕地 課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	1	36	図1のうち上衣のとおり
		作業服(夏上衣)	1	36	図2のとおり			作業服(夏上衣)	1	36	図2のとおり
		作業服(ズボン)	1	36	図1のうちズボンのとおり			作業服(ズボン)	1	36	図1のうちズボンのとおり
		ゴム製半長靴	1	36				ゴム製半長靴	1	36	
農村 整備 課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	1	36	図1のうち上衣のとおり	農村 整備 課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	1	36	図1のうち上衣のとおり
		作業服(夏上衣)	1	36	図2のとおり			作業服(夏上衣)	1	36	図2のとおり
		作業服(ズボン)	1	36	図1のうちズボンのとおり			作業服(ズボン)	1	36	図1のうちズボンのとおり
		ゴム製半長靴	1	36				ゴム製半長靴	1	36	
略				略							
1 漁業監督吏員の職務に従事する職員のうち司法警察員の業務に従事する職員(漁業取締船の乗組職員を除く。)	冬服(上衣及びズボン)	1	36	図4のとおり	1 漁業監督吏員の職務に従事する職員のうち司法警察員の業務に従事する職員(漁業取締船の乗組職員を除く。)	冬服(上衣及びズボン)	1	36	図4のとおり		
	夏服(上衣及びズボン)	1	48	図4のとおり		夏服(上衣及びズボン)	1	48	図4のとおり		
	制帽	1	36	図5のとおり		制帽	1	36	図5のとおり		
	日覆	1	36	図6のとおり		日覆	1	36	図6のとおり		
	雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1	24			雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾)	1	24			

水産課	2 漁業監督吏員の職務に従事する職員のうち司法警察員の業務に従事する職員(漁業取締船の乗組職員に限る。)	作業服(上衣)	2	48	図7のうち上衣のとおり
		作業服(夏上衣)	2	48	図16のとおり
		作業服(ズボン)	2	48	図7のうちズボンのとおり
		作業帽	1	24	図8のとおり
	3 漁業取締船の乗組職員(司法警察員を除く。)	作業服(上衣)	2	36	図7のうち上衣のとおり
		作業服(夏上衣)	2	36	図16のとおり
		作業服(ズボン)	2	12	図7のうちズボンのとおり
		作業帽	1	12	図8のとおり
	4 常時現地で業務に従事する職員(司法警察員及び漁業取締船の乗組職員を除く。)	作業服(上衣)	1	36	図1のうち上衣のとおり
		作業服(夏上衣)	1	36	図2のとおり
		作業服(ズボン)	1	36	図1のうちズボンのとおり
		ゴム製半長靴	1	36	
道路課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	1	36	図1のうち上衣のとおり
		作業服(夏上衣)	1	36	図2のとおり
		作業服(ズボン)	1	36	図1のうちズボンのとおり
		ゴム製半長靴	1	36	
河川砂防課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	2	60	図1のうち上衣のとおり
		作業服(夏上衣)	2	60	図2のとおり
		作業服(ズボン)	2	60	図1のうちズボンのとおり
		ヤッケ	1	36	
空港港湾課	漁港室の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	1	36	図1のうち上衣のとおり
		作業服(夏上衣)	1	36	図2のとおり
		作業服(ズボン)	1	36	図1のうちズボンのとおり
		ゴム製半長靴	1	36	

略

保健所	1及び2 略					
	3 保健師の職務に従事する職員					
	4 医師の職務に従事する職員	白衣	1	36		
	5 略					
	6 略					
	7 略					
	皆成学園	1 略				
		2 保健師の職務に従事する職員	略			
		3及び4 略				
	積善学園	1 略				
2 保健師の職務に従事する職員		略				
3及び4 略						
皆生小児療育センター	1-4 略					
	5 総看護師長、看護師長、看護師及び准看護師の職務に従事する職員	略				
	6-9 略					
鳥取療育園	理学療法士、児童指導員、保育士及び看護師の職務に従事する職員	略				
母来寮	1 略					
	2 看護師及び准看護師の職務に従事する職員	略				
	3 略					
	1 略					

水産課	2 漁業監督吏員の職務に従事する職員のうち司法警察員の業務に従事する職員(漁業取締船の乗組職員に限る。)	作業服(上衣)	2	48	図7のうち上衣のとおり
		作業服(夏上衣)	2	48	図16のとおり
		作業服(ズボン)	2	48	図7のうちズボンのとおり
		作業帽	1	24	図8のとおり
	3 漁業取締船の乗組職員(司法警察員を除く。)	作業服(上衣)	2	36	図7のうち上衣のとおり
		作業服(夏上衣)	2	36	図16のとおり
		作業服(ズボン)	2	12	図7のうちズボンのとおり
		作業帽	1	12	図8のとおり
	4 常時現地で業務に従事する職員(司法警察員及び漁業取締船の乗組職員を除く。)	作業服(上衣)	1	36	図1のうち上衣のとおり
		作業服(夏上衣)	1	36	図2のとおり
		作業服(ズボン)	1	36	図1のうちズボンのとおり
		ゴム製半長靴	1	36	
漁港課	常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	1	36	図1のうち上衣のとおり
		作業服(夏上衣)	1	36	図2のとおり
		作業服(ズボン)	1	36	図1のうちズボンのとおり
		ゴム製半長靴	1	36	

略

保健所	1及び2 略					
	3 保健師の職務に従事する職員					
	4 医師の職務に従事する職員	白衣	1	36		
	5 略					
	6 略					
	7 略					
	8 略					
	皆成学園	1 略				
		2 保健師の職務に従事する職員	略			
		3及び4 略				
積善学園	1 略					
	2 保健師の職務に従事する職員	略				
	3及び4 略					
皆生小児療育センター	1-4 略					
	5 総婦長、婦長、看護婦及び准看護婦の職務に従事する職員	略				
	6-9 略					
鳥取療育園	理学療法士、児童指導員、保育士及び看護師の職務に従事する職員	略				
母来寮	1 略					
	2 看護婦及び准看護婦の職務に従事する職員	略				
	3 略					
	1 略					

岩井 長者 寮	2 看護師及び准 看護師の職務に 従事する職員	略			
福祉 相談 セン ター	1 保健師及び看 護師の職務に従 事する職員	略			
	2~4 略				
児童 相談 所	1 保健師の職務 に従事する職員	略			
	2及び3 略				
	略				
看護 師等 養成 施設	略				
	1及び2 略				
精神 保健 福祉 セン ター	3 指導課の職員 のうち保健師の 職務に従事する 職員	略			
	4 略				
	5 訓練課の職員 のうち保健師の 職務に従事する 職員	略			
	6 略				
食肉 衛生 検査 所	と畜検査業務に 従事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(ズボン)	2 1 2	36 36 60	図1のうち上衣のとおり 図1のうちズボンのとおり
	1 保健衛生室の 職員のうち室長、 研究員及び衛生 技師の職務に従 事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	2 2 2 2 1	12 60 60 12 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
衛生 環境 研究 所	2 水環境室、環 境科学室及び大 気・地球環境室 の職員のうち室 長、研究員及び 衛生技師の職務 に従事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	2 2 2 2 1	12 60 60 12 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
	略				
地方 県土 整備 局	略				
	略				

様式第4号

被 服 返 戻 書				
所属長 氏名 様				
年月日				
返戻者 職 氏名				
下記被服を現品を添えて返戻します。				
交付を受けたときの 職の区分				
品 目	大きさ (号数)	員 数	交付使用 満了予定 年月日	返 戻 の 理 由

岩井 長者 寮	2 看護婦及び准 看護婦の職務に 従事する職員	略			
福祉 相談 セン ター	1 保健婦及び看 護婦の職務に従 事する職員	略			
	2~4 略				
児童 相談 所	1 保健婦の職務 に従事する職員	略			
	2及び3 略				
	略				
看護 婦等 養成 施設	略				
	1及び2 略				
精神 保健 福祉 セン ター	3 指導課の職員 のうち保健婦の 職務に従事する 職員	略			
	4 略				
	5 訓練課の職員 のうち保健婦の 職務に従事する 職員	略			
	6 略				
食肉 衛生 検査 所	と畜検査業務に 従事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(ズボン)	2 1 2	36 36 60	図1のうち上衣のとおり 図1のうちズボンのとおり
	1 微生物科の職 員のうち科長、 研究員及び衛生 技師の職務に従 事する職員	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	2 2 2 2 1	24 60 60 24 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
衛生 研究 所	2 食品化学科の 職員のうち科長、 研究員及び衛生 技師の職務に従 事する職員	白衣 作業服(ズボン)	2 2	12 12	図1のうちズボンのとおり
	3 水質調査第1 科、水質調査第 2科、水質環境 科及び大気騒音 科の職員のうち 科長、研究員及 び衛生技師の職 務に従事する職 員	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン) ゴム製半長靴	2 2 2 2 1	12 60 60 12 36	図1のうち上衣のとおり 図2のとおり 図1のうちズボンのとおり
	略				
土木 事務 所	略				
	略				

様式第4号

被 服 返 戻 書					
物品取扱主任 氏名 様					
年月日					
返戻者 職 氏名 ㊟					
下記被服を鳥取県物品事務取扱規則第19条第1項の規定により現品を添えて返戻します。					
交付を受けたときの 職の区分					
品 目	大きさ (号数)	員 数	交付使用 満了予定 年月日	返 戻 の 理 由	物品整理 簿登記済 年月日

様式第5号

(表面)

被 服 管 理 簿							
略							
休職、専従休暇年月日		年 月 日		同 左 就 業 年 月 日		年 月 日	
品 目	大 小 寸 数 (号数)	員 数	交付年 月 日	交付使用 満了予定 年月日	返戻年 月 日	物品保管 換済年月 日	物品保管換 引継書照合 済印

(裏面)

品 目	大 小 寸 数 (号数)	員 数	交付年 月 日	交付使用 満了予定 年月日	返戻年 月 日	物品保管 換済年月 日	物品保管換 引継書照合 済印

様式第5号

(表面)

被 服 管 理 簿								
略								
休職、専従休暇年月日		年 月 日		同 左 就 業 年 月 日		年 月 日		
品目	大 小 寸 数 (号数)	員 数	交付年 月 日	交付使用 満了予定 年月日	返戻年 月 日	物品整理 簿登記済 年月日	物品保管 換済年月 日	物品保管 換引継書 照合済印

(裏面)

品目	大 小 寸 数 (号数)	員 数	交付年 月 日	交付使用 満了予定 年月日	返戻年 月 日	物品整理 簿登記済 年月日	物品保管 換済年月 日	物品保管 換引継書 照合済印

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成14年4月1日から施行する。ただし、別表看護婦等養成施設の項の改正は公布の日から、同表衛生研究所の項の改正(「衛生研究所」を「衛生環境研究所」に改める部分に限る。)は鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(平成14年鳥取県条例第9号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際限に現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により交付されている被服のうち、改正後の現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の規定により交付されないこととなるものについては、改正前の規程に定める当該被服の使用期間が終わるまでの間に限り使用することができる。

